

日本学生支援機構奨学金の進学届(予約採用)について

《全員提出》

1 「令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の〔進学先提出用〕

【注意】

- ・裏面に該当する事項を記入すること。連絡先を記入する欄の下に、Emailアドレスを追記すること。
- ・〔本人保管用〕を誤って提出しないように注意してください。

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

見本(表)

令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

令和2年1月15日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 (ガ ツコウヨ ミホ)			

* 99999901 #5999999

交付書類コード = F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 選考結果について

	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金
要件確認等の内訳	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出	○	○	—
上記を踏まえた選考結果		候補者決定	候補者決定	—

注1 「要件確認等の内訳」右欄の「○」は、各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む。、「—」は対象外であることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」 の申込：不要
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円 一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式 定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証 人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式 利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(【本人保管用】裏面3. 参照)に記載の()内の金額となります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択直すことができます(「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります)。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(【本人保管用】裏面4. 参照)の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- ① 本紙と併せて配付される「採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。

見本(裏)

【進学後記入欄】

学籍番号	学籍番号は空欄で構いません				
学部・学科					
(フリガナ)					
氏名					
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒			
	電話 番号	-	-	携帯 番号	-

このスペースに、メールアドレスを忘れずに記入してください

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月において自宅通学となるため)。

進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月において自宅外通学となるため)。

については、入学月において自宅外通学であることの証明書類を添えて本紙を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要」と印字がある人は、表面の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に

「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込:必要」と記載されて

いる場合は、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。

① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)

② 融資できないことが前職(前職)の収入証明(収入印紙)のコピー

(圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)

入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(必要書類が調えられなかった場合を含む)。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。

進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します(条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。